

建設水道常任委員会

平成28年3月10日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○木澤 正男	小林 誠
中川 靖広	小村 尚己	井上 卓也
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	植村 俊彦	都 市 建 設 部 長	藤川 岳志
建 設 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	岡村 智生
観 光 産 業 課 長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	手塚 仁
都 市 整 備 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	井戸西 豊
課 長 補 佐	関口 修	上 下 水 道 部 長	谷口 裕司
上 水 道 課 長 補 佐	扇田 一弘	上 水 道 課 長 補 佐	猪川 恭弘
下 水 道 課 長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	上埜 幸弘

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 中川委員、小村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、中川委員、小村委員のお2人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第11号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 井上観光産業課長。

観光産業
課長

それでは、議案第11号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

観光産業
課長

続きまして、議案書を含めまして、恐れ入りますけれども3枚めくっていただきまして、斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例の要旨をごらんいただきたいと思っております。地方自治法第244条の2の規定に基づき、斑鳩町観光自動車駐車場の利用に係る利用料金を指定管理者の収入

として収受させる所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、議会議員を初め、監査委員よりご指摘を受けておりました、現在までの、駐車場の使用料金を町の収入としている指定管理者制から、駐車料金の収受から納入までの手続きの簡素化を図るため、指定管理者の収入とする利用料金制に変更するものでございます。なお、施行期日は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第11号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。何とぞご理解を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
よろしいですか。 木澤委員。

木澤委員 この改定については、監査委員さん指摘しはるとおり、本来、指定管理で委託していますので、料金についてもそちらのほうで徴収するというのが、本来あるべき姿なのかなというふうには思いますので、別に改正されることについて異議はないんですけども、これ、見せていただくと、ちょっとその中でお尋ねしたいんですけど、①のところですね、今、説明いただいた、「ただし、」というところで、駐車場の係員の指示によって重複して駐車場を利用した場合と、さらに、指定管理者が別に定める場所、期間については、利用料金を徴収しないことができるというふうになっているんですけども、これはどういったケースを言うているんでしょうかね。

観光産業課長 まず、駐車場の係員の指示により重複して駐車場を利用した場合というのはどのようなケースかっていうことを想定している分ですけれども、これにつきましては、事前予約をしているバスが、にもかかわらず、係員が当日、駐車場のバスや乗用車を駐車させることで、事前予約しているバスが駐車できないというような場合、一旦外に出てもらい、再入場する場合ということをご想定しております。

指定管理者が別の場所及び期間についてということでございます。これにつきましては、別の場所につきましては、三井観光自動車駐車場のことを指しておりまして、平成元年に設置した三井観光自動車駐車場の使用料については、設置当初から3年間、平成4年3月31日までは使用料金を徴収しておりましたが、平成4年3月31日より使用料金を徴収せず無料としております。設置当時は法隆寺観光自動車駐車場が満車になることが多く、三井観光自動車駐車場を観光バスを回送することで国道の渋滞解消などにつながっていたこと、また、法起寺、法輪寺など拠点となった散策・回遊型の観光拠点づくりに大きく貢献しました。しかし、その後、団体旅行、修学旅行等でございますけれども、形態の変化や民間駐車場の整備に伴い、特に観光バスの需要が減少し、三井観光自動車駐車場へ回送する必要もなくなったことから、配置する人件費等の管理費用を考え無人として、使用料も徴収しないとしているというようなことでございます。

木澤委員

1つ、後半のほうは、三井の駐車場のことを指して言うてはった。

それで、1つ、最初のほうに答えていただいた分は、1回出て、もう1回入ったときに2回取らないっていう、単純に言ったらそういうことですかね。はい、わかりました。

あと、2番目と3番目見せていただくと、2番目のほうで、下表の定める金額の範囲内において、町長の下承を得て、承認を得て定めることができるというふうに書いているのを読むと、純粹に読むと、この料金の範囲を超えて徴収してはいけないよっていうことかなとちょっと思ったんですけども、ただその(2)のほうですね、利用料金の減免のときは云々って、減免することができるよとあるんですけども、ここがちょっとよくわからなかったんですけども、今、私が申しあげた利用料金を超えない範囲でということと理解してよろしいんでしょうかね。この金額以上について。

委員長

藤川都市建設部長。

都市建設 今、委員ご質問いただきましたように、この表の範囲の中でですね、料
部長 金が設定をされます。ということです。それと、減免につきましてはです
ね、当然減免もですね、この、今、定められた、まず定めた部分、単価か
らいくら下げるかと、あるいはゼロにするかといったことをございますの
で、この表の単価以上の単価を設定することはありえません。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ござ
いせんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、当委員会として満場一致で可決すべ
きものと決しました。

続いて、(2)議案第15号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別
会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課 それでは、議案第15号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計
長 補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

まず初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

下水道課長 今回の補正は、歳入歳出予算の総額に91万3,000円を増額し、歳入歳出それぞれ14億5,423万1,000円にするものでございます。歳入歳出ともに人事院勧告に伴う給与改正による人件費の補正でございます。

それでは、主な補正内容につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の予算事項別明細書の5ページをお願いいたします。歳入予算の補正でございます。第4款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で91万3,000円を増額し、5億7,008万3,000円に補正するものでございます。

次に、歳出予算の補正でございます。6ページをお願いいたします。第1款 公共下水道費、第1項 下水道管理費で56万6,000円の増額、第2項 下水道新設改良費で34万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページにお戻りいただき、朗読をもちまして、ご説明とさせていただきます。

(補正予算書朗読)

下水道課長 以上、議案第15号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてのご説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ござ

いませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、(3)議案第17号 平成27年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、平成27年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上下水道
部長

それでは、補正予算書の実施計画により、ご説明をさせていただきます。

補正予算書の3ページをお願いいたします。収益的支出で第1款 水道事業費用、第1項 営業費用で人事院勧告に伴う人件費関係で119万円の増額補正をお願いするものでございます。その内訳といたしまして、第1目 原水及び浄水費で17万7,000円の増額、第2目 配水及び給水費で41万5,000円の増額、第4目 総係費で59万8,000円の増額であります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。朗読をもちまして、ご説明とさせていただきます。

(補正予算書朗読)

上下水道 以上、議案第17号 平成27年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2
部長 号）のご説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり議決賜りますよ
う、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ござ
いませぬか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第17号については、当委員会として満場一致で可決すべ
きものと決しました。
続いて、（4）議案第26号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車
駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。 井上観光産業課長。

観光産業 それでは、議案第26号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車
課長 場の指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。
まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

観光産業 続きまして、次のページをごらんいただきたいと思ひます。

課長

(議案書朗読)

観光産業
課長

本議案は、斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定につきまして、引き続き一般社団法人斑鳩町観光協会を、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間、指定管理者に指定し、当該施設の管理を行わせようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の選定に当たりましては、現在の指定管理者である一般社団法人を選定いたしました。選定理由につきましては、平成18年度から10年間の指定管理者の実績などを総合的に評価した結果、両施設の詳細及び業務内容を熟知しており、施設の重要性や設置目的についてよく理解し、観光案内や交通案内サービスなど、親切かつ効率的な管理運営をされているところでございます。さらに、観光ボランティア団体の育成及び支援など、観光振興を図る自主事業を展開しており、それらの事業と施設管理を合わせた一体的で効果的な運営が期待できることから、候補者として選定いたしました。なお、指定の期間は、安定した施設運営の観点から、前回と同じ3年間とさせていただきます。

最後に、一般社団法人斑鳩町観光協会による指定管理料等の実績と今後3年間の計画につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、資料をごらんいただく前に、平成27年度までは、両施設を別々に指定管理者の指定をしておりましたが、平成28年度以降は、両施設を一括管理してまいります。

それでは、資料1のほう、ごらんいただけますでしょうか。1枚目、斑鳩の里観光案内所指定管理料等の推移、2枚目、斑鳩町観光自動車駐車場指定管理料等の推移をごらんいただけますでしょうか。本資料は、斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場に係る指定管理料等の推移として、収入と支出、そして収支について、平成26年度までの決算額と、平成27年度から平成30年度までの予算額を取りまとめた資料でありま

す。

まず、収入についてでございますが、今回お願いしている指定管理者として指定する平成28年度から平成30年度までの期間を見ますと、1枚目の斑鳩の里観光案内所については、指定管理料収入は、一番右側の備考欄を見ていただきますと、3年間で5,067万6,000円となっております。また、その他収入としては、3年間の駐車場及び観光案内所の多目的ホールの利用料金収入である3,005万7,000円となっております。収入の合計といたしましては、総額8,073万3,000円となります。

続きまして、2枚目の斑鳩町観光自動車駐車場については、斑鳩の里観光案内所との一括管理とすることから、指定管理料収入は0円となっております。また、その他収入としては、3年間の駐車場及び観光案内所の多目的ホールの利用料金収入である2,994万3,000円となっております。なお、その他収入につきましては、駐車場及び観光案内所の多目的ホールの利用料金収入を毎年2,000万円と設定し、3年間で総額6,000万円と見積もって、それぞれの施設に割り振ったものであります。

続きまして、支出でございます。恐れ入りますが1枚目に戻っていただきまして、人件費といたしまして、平成28年度で1,918万6,000円、平成29年度で2,026万9,000円、平成30年度で2,156万9,000円としており、3年間の総額として6,102万4,000円を初め、他の支出項目を合計いたしますと、先ほどご説明させていただきました収入合計と同額の8,073万3,000円となり、収支差額が0円となっております。

続きまして、2枚目をごらんください。人件費といたしましては、平成28年度で764万円、平成29年度で790万円、平成30年度で808万6,000円としており、3年間の総額といたしまして2,362万6,000円を初め、他の支出項目を合計いたしますと、先ほどご説明させていただきました収入合計と同額の2,994万3,000円となりまして、収支差額が0円となっております。

以上、議案第26号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の

指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。何とぞご理解を賜りまして原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 今回、これまで分けて観光案内所と駐車場のほうと指定管理の指定してこられましたけども、一緒にすることの利点について、聞かせていただきたいと思います。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 今、ご指摘いただきますように、平成27年度まで別々で指定をしてきたわけですけれども、それでなおかつ駐車場の使用料金を斑鳩町が収受していたということですが、先ほど条例のほうにございましたように、その使用料金を利用料として指定管理者のほうで収受をして、それを財源として運営をしていきます。その観光案内所と駐車場って申しますのは、本来、観光客のサービス、利便性の向上のために一体的に観光客の方々がご利用いただいている施設でございますので、なおかつ指定管理者につきましては、観光客の方々へのサービス提供というところを主な業務といたしておりますので、両施設を一体的に管理することが一番効率的であろうということと、それと、使用料金を利用料金に変えて収受を直接指定管理者が受けるということ、そういった業務の簡素化も図っていけるだろうということのご指摘もいただいている中でですね、一括の管理運営を、28年度から、に変えていくということになったと、こういうことをご理解賜りたいと思います。

木澤委員 言ったら同じ場所にありますし、別々にする必要もないかなとは思いますが、目に見えてすぐに経費等が云々とかいう形ではないかなとは思

ますけども、一体的に管理していただくということに、特に異論はございません。

それとですね、以前にも指摘をさせていただいてきたんですけども、この指定管理者の指定として、この指定管理制度、もう法律が変わって指定しなければいけないということで、下手に入札等して民間業者に入っただくよりも観光協会にやっていただくほうがいいかなというふうには思っていますけども、ただ、会長については町長がされておられるということで、以前からこれについては改善するべきではないかということで申しあげてきたんですけども、直接観光協会のことで指摘はされていませんけども、監査委員さんのほうからも、やっぱり町が指定管理者として指定する団体の長が町長やということは住民のほうからも誤解されるんじゃないかという指摘があったんですけども、これについては、今後ですね、体制的な改善をしていこうというところで、町のほうではどういうふうにご考慮されるんでしょうかね。

委員長 小城町長。

町長 いずれにしてもやっぱりこれ、観光協会の会長さんはまた町内でそういう方が出ていただければ、それはもうかわっていききたいという気持ちは十分ありますし。ただ、これ、やっぱり観光、商工の関係で、商工会が今まで観光協会の会長と兼ねておられたという関係もありまして、それ、もう割ってほしいということでしたから、そういう点では町がやっていこうということですが、いずれにしても、そういう観光協会のそういう方々が、本当に我々やろうというそういう方が出てこられればね、それは当然やっぱりそれはまたそういう役員会あるいは理事会でそういう審議をしながらですね、新しい会長さんをしていくのがそれはベターだと私は思っております。

木澤委員 観光協会さん自身の努力というのも当然必要になってくるかと思えますけども、町とのかかわり方ですね、今、町長が理事として入っておられ

て、その中で互選で選ばれているっていうふうには思うんですけども、自主的な運営をやっぴり進めていただく中で、社協のようにですね、担当課の部長等が理事としてかかわって、アドバイス等が必要な際にはするというような形に切り替えていくような方向でですね、観光協会さんの努力も求めていくというような形で、今後、体制的に改善していくってことも、やっぴり指摘もいただいていますし、今回、この指定管理の指定について反対はしませんので、そうしたやっぴり住民から誤解を受けないような形で運営していただくといいことを求めておきたいというふうに思います。

委員長 ほか、ございませんか。 小林委員。

小林委員 すみません、ちょっと人件費のほうについて確認させていただきますけれども、平成27年度、iセンターの業務員さんは5名、駐車場の管理される方がたしか9名で、シフトを柔軟に対応させて業務の円滑に努めていただいたというふうに理解しているんですけども、こうやって予算書を見させていただきますと、人件費が増加していきますけれども、28年度以降のローテーションというか、シフトをどのように考えておられるのか、また、この人件費の増加についてはどうなっているのか、この2点について、確認だけさせていただきたいと思います。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 まず、その職員さん、観光協会が雇い入れられております職員さんのローテーション、配置につきましては、今後もですね、適切に、季節によりましても駐車場の配置等はですね、駐車台数等の状況も違いますので、今日までと同様にですね、適切な配置をしながらローテーションをされていくということになるかと思います。

あとですね、人件費のほうですけども、これは毎年ですね、定期昇給等がございますので、そういった部分のですね、上昇分ということでお考

えいただけたらと思います。

委員長 ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、(5) 認定第1号 町道認定及び路線変更についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄建設課長。

建設課長 それでは、認定第1号 町道認定及び路線変更につきまして、ご説明を申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

建設課長 今回お願いしております町道認定及び路線変更につきましては、都市計画法第29条の開発道路4路線と建築基準法第42条の位置指定道路3路線の合計7路線につきまして、新たに5路線を町道として認定いたしますとともに、町道2路線を延伸する路線の変更をするものでございます。こ

れに当たりまして、道路法に基づき当該路線の認定及び路線の変更をするに当たり、同法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、整理番号順に、各路線についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、本日お配りしております資料2をごらんいただきたいと思っております。資料の1ページは認定予定路線の一覧表、2ページは変更予定路線の一覧表でございます。3ページが各路線の位置図、4ページ以降はそれぞれの路線の詳細図をお示しさせていただいております。

初めに、1ページ、認定予定路線について、ご説明をいたします。

まず、整理番号1の町道4066号線であります。詳細図は4ページでございます。本路線は、斑鳩町龍田南4丁目248番15先を起点とし、同所248番26先を終点とする延長57.0メートル、最大幅員が9.5メートル、最小幅員が6メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号2の町道4067号線、詳細図は5ページでございます。この路線は、整理番号1と同一開発地内の開発道路でございまして、斑鳩町龍田南4丁目248番17先を起点、同所519番3先を終点とし、延長は25.1メートル、本路線の幅員は最大で9.6メートル、最小が6.0メートルでございます。

次に、整理番号3の町道577号線でございます。詳細図は6ページとなっております。本路線は、三郷町三室1丁目483番5先を起点とし、斑鳩町神南4丁目359番30先を終点とする延長110.5メートル、最大幅員が13.1メートル、最小幅員が6.0メートルの開発道路でございます。この路線の認定に当たりましては、道路法の規定によりまして、今回、三郷町域を斑鳩町道として認定することにつきまして、三郷町議会の議決をいただき、承諾についてもいただいております。

次に、整理番号4、町道578号線でございます。詳細図は7ページとなっております。本路線は、整理番号3と同一開発地内の開発道路で、起点を斑鳩町神南4丁目359番33先、終点を同所359番13先とする延長142.1メートル、最大幅員は13.6メートル、最小幅員は6.0メートルとなっております。

次に、整理番号5の町道579号線、詳細図は8ページでございます。

斑鳩町神南3丁目610番5先を起点、同所610番6先を終点とし、延長は16.1メートル、本路線の幅員は最大で8.6メートル、最小で4.5メートルの位置指定道路でございます。

続きまして、路線変更でございます。資料の2ページをごらんいただけますでしょうか。今回お願いしております町道路線2路線の変更につきましては、両路線とも町道の延伸に係るものでございまして、延伸する区間につきましては、それぞれ位置指定道路となっております。

初めに、整理番号6、町道3018号線の変更でございます。詳細図は9ページとなっております。本路線は、斑鳩町阿波1丁目487番4先を起点、同所487番6先を終点とする延長36.5メートルの区間につきまして認定をしておりましたが、終点を同所487番10先に、延長を15.7メートル延伸いたしまして52.2メートルに変更をさせていただくものでございます。幅員につきましては変更はございません。

最後に、整理番号7の町道4063号線の変更でございます。詳細図は10ページとなっております。本路線は、起点を斑鳩町興留6丁目401番6先、終点を同所401番8先とする延長39.2メートル、最大幅員が7.3メートル、最小幅員が4.1メートルの町道認定路線でございますが、今回、終点を401番15先に変更し、延長を34.7メートル延伸して73.9メートルに、また、最大幅員につきまして7.3メートルから8.0メートルに変更させていただくものでございます。

以上、認定第1号 町道認定及び路線変更につきまして、予定路線7路線の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 町道577号線なんですけども、三郷町にかかっているということで、三郷町議会のほうでも認定いただいたということなんですけども、これ、ちょっと素人考えになるんですけど、三郷町の部分は三郷町へと、斑鳩町の部分は斑鳩町へというふうには特にならないものなんですかね。こういうふ

うに一体型に開発に伴って寄贈される分については、何か法律等で、分け方っていうんですかね、指定の仕方とかってというのが決まっているものなんですかね。ちょっとその辺、教えてもらえますか。

建設課長 当該町道577号線につきましては、開発地内、いわゆる行き止まりの道路でございます。当該開発区域につきましては、今ございますコンビニエンスストアあるいは店舗等々も含めまして斑鳩町の住所と、このようになってまいります。ですので、ご利用される方が基本斑鳩町の住民の方という中で、三郷町と協議をいたしまして、今後の管理上の観点からも、斑鳩町道として当町が管理するほうが住民さんにとっても適切であろうというようなところで、斑鳩町道として、今回、認定をお願いするものでございます。

木澤委員 そういうふうに、接している町と隣接するようなところで境界にまたがっていたりするところは、お互いにそれぞれの町同士で、そういう形でどっちが適しているのかということで相談しながらそういう形で認定しているということですので理解してよろしいのでしょうか。

建設課長 委員おっしゃっていただいているとおりでございます。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、(6) 陳情第1号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の議会決議についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。 寺田議会事務局長

議会事務
局長

それでは、陳情第1号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の議会決議について、ご説明をさせていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表 朗読)

議会事務
局長

2枚目に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては省略をさせていただきます。

陳情の趣旨は、無電柱化を推進する市区町村長の会では、地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、また、良好な景観の形成や観光振興等の観点から無電柱化の取り組みを進めており、無電柱化の推進に関する法律案の早期成立の意見書を国に提出していただきたいというものでございます。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、委員皆様のご意見をお受けいたします。

中川委員。

中川委員

来年度の予算で、安全で快適にまちあるきができるっていう、観光を楽しむことができるということで無電柱化の予算もとっていただいておりますが、スクールゾーンの中に電柱が、こう、陣取っているような狭い町道が多い、そういう現実もあるし、斑鳩町が加入している無電柱化を推進する

市区町村長の会からもあがっていることから採択すべきものだと思いますので。そういうことです。

委員長 ほか、ございませんか。順番に聞いていきましようか。 小林委員。

小林委員 趣旨に賛同できますので、ぜひ意見書を提出ということでお願いしたいと思います。

委員長 小村委員。

小村委員 私も中川委員のおっしゃったとおり、意見書提出に賛成します。

委員長 井上委員。

井上委員 私も賛成です。

委員長 木澤委員。

木澤委員 私も趣旨には賛成ですけども、ちょっと質問させてほしいなと思うんですけども。予算のときに、今、法律は国会のほうで審議されている中でも、何期か区切ってそれで進めてきているようなことで説明いただきましたけども、一方で、法律が制定しないと進まないのではないかというような心配もあるんですけども、その辺の兼ね合いと、あと、今、国会では法制化に向けてはどんな状況になっているのかっていうことだけ、ちょっとお聞きしたいんですけども。

委員長 小城町長。

町 長 この無電柱化ちゅうのは、もう私のほうの町が一番先に、無電柱化っていうのは一部、環境を守るためにですね、岡本地域あるいは三井地域を無

電柱化をさせていただきました。これはもう補助金も何もしないでございませうし、当然。ただ制約されるのは、やっぱり仮に新しく普通の家が建った場合は無電柱化をするためにまた費用がかかりますから、1軒建って700万ほどまた追加を払いましたけども。

ただ問題は、この無電柱化というのは、なかなか、おっしゃることはいいことなんです。それは賛同するんですけども、結局、一番難点は、やっぱり関西電力とNTTの回線がありますから、これがもう一番、設計屋さんが一番悩むのが、結局そんなもんすぐとれるやないかと、とって地下へ潜ったらええやないかと、こう簡単におっしゃるんですけども、これだけの配線を見たかて、もう今、うちの天理斑鳩でもですよ、あの電柱の移設だけでも、あれ、2、3年かかっていると思います。それほどやっぱりなかなかいかないということは。入札は終わっているんですよ。入札終わって1年間何もしやんと、電柱が動かなかったから工事ができなかってんと、こういうことをおっしゃっていますけども、やっぱりかなりこの電柱ってというのは。

この間も2月1日に安倍総理に山下葛城の市長が、会長が会っていますけども、まだ、こういう議員さんはたくさんおられますけども、国会審議する中でもいろいろな条件をしていかんと、無電柱化しますよと決定してしもうたら、後々の担当の方々がどうしていくのかちゅう問題ありますから。それと、一気にそういうだけの無電柱化で申請されたら、もう予算的にパンクしますから。そういうことも踏まえてですね、皆さん方おっしゃっていただくように、無電柱化の関係等については採択いただいて、我々としても努力をしていくわけですけども、できる限りやっぱりうちも、斑鳩町としても、この世界遺産に登録されたときに、岡本、三井と、それからこの、ちょうど西里の藤ノ木古墳の上のほうですね、あの部分だけは何とかして。ただ問題は、無電柱化っていうたかて、また仮に、加賀とかああいうところ行ったら、裏に電柱を移設しているんですよ。前はもうとれても、結局裏へいかんと電線がいかないということですね。そういうこともありますし、新しく道路ができてくるということは、もう地下へ潜りますから、そういう点には電柱等はいきますけども。

ただ、今、懸案は、やっぱり国かて、なかなか、わかりましたって言うて、皆さん方が、市町村長そろってですね、やっていただくことはいいことやっていうことですが、なかなか国会の中でも審議そのものがまだいかないっちゃうのは、やっぱりいろいろな整理をしていると思いますし、これからについては、やっぱり我々としては、そういう点についてなっていたらありがたい話やし、努力をして何とか今、議会の採択をいただいてですね、また国のほうでもそういう関係で努力をしていくことは、我々にとってはありがたいと思います。

委員長 木澤委員。

木澤委員 いろいろな課題もありながら、国会でも苦労しながら審議をしていただいているという状況かなということやと思います。

それともう1点だけ。これ、既にやっていただいている部分もありますけども、町でも予算組んでやっていっていただいていますけども、電力会社、ここやったら関電になると思うんですけども、電力会社の負担とか、町とかの負担っていうのがどういう割合になっているとか、いうて進めていただいているのか、そこもちょっとお聞きします。

町長 最初私のほうがやったときは、もう関西電力さんがこのお金のことは絶対言わんといてくれと、ほかに、尋ねられても。それはもう当然そうなると思いますし、やっぱり言われたら、斑鳩町がこんだけの値段やっっているのに何で俺のところはこうやと、こうなりますから。やっぱりそういう点では、関西電力としてもいろいろな計算をはじいてやっていくと思いますし、景観の問題がありますから、そういう点には。

ただ、関西電力だけのやつじゃないんですよ。NTTもあるんです。その電柱というのが関電のものでありながら、そこへNTTが入っていますから、ただ、関西電力だけやったらまだ話はしやすいですけど、NTTの問題っていうのは、これ、やっぱりなかなか皆さん方いろいろな関係のルールを持っていますからですね、そういう点については難しい点あると思

ます。ただ、うちがやったために、法隆寺の門前の関係の南大門から松並木ですね、あそこはもう県が無料でやったんです。

ただ、問題は、無電柱化っていうけども、ボックスはやっぱり必ず設置されますから、歩道のところにボックスはありますからですね、奈良市行っても、どこ行っても、無電柱化のところには必ずボックスがありますから、歩道の関係についてもなかなか難しい問題もあるんですけども、ただ、電柱はないということで綺麗になっていますから。

そういう点では、斑鳩町としては、法隆寺の関係については県が無料でやっていただいたと、町がやったために県はそれはやりますよということでやってくれはったということもございますから、そういう点ではできるだけ、国も、県もですね、これはもう当然のことで、努力をしてできる限りやっぱり無電柱化を、やっぱりこの電柱の関係で事故起こったりですね、いろいろな関係がありますから、そういう点については、道路幅がやっぱり狭くなったりしますから、そういう点では、早くそういう点の、国で法案を通していただいて、できる限り無料でやっていただきたいと思えます。

(「関電の負担はないのけ。全部自治体か。」と呼ぶ者あり)

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 今、無電柱化につきましては、国のガイドラインというのが示されてこようかと思えます。この中で、費用負担の考え方っていうのも含まれてくるというふうになってございます。その中では、整備の手法ごとの費用負担っていうのがございまして、電線共同溝方式というのが、一般的に電線事業者等との合意が得られた場合の整備方式になってこようと考えられます。こうした場合には、要請者、道路管理者なんですけれども、道路管理者と電線事業者が一定の法令の中で定められた割合で費用を案分して整備が進められるというところで、なお、道路管理者、行政側の整備の費用の中には、また国庫補助等を受けていくというような状況ですので、国、

町と電線事業者といったような整備の経費負担っていうことになるのかと
考えてございます。

木澤委員 町長の答弁の中で、なかなか電力会社とかN T T等が費用の負担をした
がらないという中でも、法整備が進むにつれてきちっと根拠についても示
されるのであれば、やっぱりしっかり法整備していただいて進めていくと
いう考え方に立つべきかなというふうに思いますので。以上で結構です。

委員長 ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、委員皆さんの意見を取りまとめるに当たりまして、暫時休憩
いたします。

(午前9時48分 休憩)

(午前9時50分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。

本陳情書については、委員皆さまのご意見をお聞きする中では、本陳情
書については当委員会として採択すべきものとして決することにご異議ご
ざいませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については、当委員会として満場一致で採択すべき
ものと決しました。

ただいま陳情第1号を当委員会として採択すべきものと決しましたの
で、委員皆さまのお手元にお配りをしている意見書を委員会発議により本

会議へ提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、当委員会の発議をもって意見書を提出いたします。

次に、2番目として、継続審査であります(1)都市基盤整備事業に関することについてを議題といたします。

初めに、①として、都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備
課長

継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、報告させていただきます。

はじめに、いかるがパークウェイの整備についてであります。2月末に、平成28年度政府予算案における直轄事業の事業計画の予定が公表されたところでございます。この中では、いかるがパークウェイの整備に関しましては、上限を6億円程度とする予算規模で事業量が見込まれており、事業用地の取得費、埋蔵文化財の発掘調査費、工事設計費が計上されてございます。今後、国の予算が成立後、いかるがパークウェイ整備についての予算配分額が決定された後、事業が進められる予定でございます。町といたしましても、継続的な事業促進のため予算確保に向けた働きかけを引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上で①都市計画道路の整備促進に関することについての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中川委員。

中川委員

いかるがパークウェイで6億程度の予算がつけられる見込みいうことでしたんかな。ちゃうんか。

都市整備課長　　まだ、6億程度の予算が確保されるということが決まったわけではございませんでして、6億を上限とした事業規模での事業量を見込んでいると、予定量として見込んでいるというようなところで、今後の配分によってその事業がいかに進捗するかというところでございます。

（「何ぼくれるかわからへんかったら話ならへん。」と呼ぶ者あり）

委員長　　小城町長。

町長　　いずれにしても、議会の皆さん方から、やっぱりそういう関係ですね、国の予算をいただかないかんということで、高市総務大臣にお願いして、高市総務大臣から国土交通大臣と直接話をしていただいて、そして、おおむね1年間で、やっぱり何ぼ金をつけてもなかなか進捗ができなかったらそのお金はまたやっぱりあれですから、5億ぐらいか、あるいは6億ぐらいの範囲なると。ということは、一番問題は、また発掘をせないかんということでございますから、5億、6億ぐらいでとにかく国土交通省は三室の交差点まで早くしたいんだという気持ちはもう前の変わらないです。前にも国土交通の副大臣のところへ行ったら、今、王寺と三郷と斑鳩で2. 何キロあるコースを広げてほしいっちゅうご要望したら、もう副大臣から、まずはいかるがパークウェイをやっぱり早くせないかんと、こうおっしゃるんですね。皆びっくりしはったんです。何でこんないかるがパークウェイを早くせないかんのと。当然のことですよ。それをせんと前向いていかないんですよということをおっしゃっているわけです。とりあえず三室までは早くしたいということで、やっぱり何がこれが1つの原因かかっていいますと、これだけ進んできたというのは、建設大臣された、今、亡くなられた森本晃司さんが、あの場所は、町買うてですね、あれを買い取ってくれたんです、国が。あれ、恐らく坪が100何万ぐらいで買い取ってくれています。もう町としても一番助かったんですけども。やっぱり

それぐらい皆さん方が現場を見にきて、やっぱりいろいろと反対があろうがあ部分についてはやらんと、これ、25号線との関係をやかましくおっしゃっていますから、もう国土交通省は理解をされているんですけども、ただ、予算配分についてはなかなか、ほかの方もありますし、今、奈良県の、奈良市出身のあの道路部長がですね、森さんちゅう方が、やっぱりそれは早くしてやらないかんということはおっしゃっていたんです。それはうちの議会の皆さん方の熱意だと私は思っていますし、私もやっぱりありがたいなと思っていますから、できる限り5億もしくは6億近くつけていただくような関係にしたいと思っています。

中川委員 三室まで予定では30年度っていう説明、ずっと今年度受けていますわな、3年かかるということで。それ、5億、6億ついた場合は、それが早く完成できるのか、そこらはどんな計算になりまんねやろ。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 この6億程度見込まれている中には、用地取得費、埋蔵文化財発掘調査費、詳細設計費というような内訳でございますので、この内訳でまいりますと、スケジュールどおりの事業量かというところで考えてございます。

中川委員 今年度かな、3億か何かやったんは。それが5億、6億つくということは早なるのかなと思ったら、それがもう発掘、土地代、工事代等々入って、5億、6億でスケジュールどおりっていうことは、今、町長おっしゃるように、5億、6億はやっぱり確保していただくように町のほうからも強く要望していただくように、お願いしておきます。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
次に、②として、J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備課長 ② J R法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきまして、特に報告させていただき事項はございません。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 前回の委員会の際にマンション建設の説明会がありますよという予定について報告いただきましたけども、それが先日行われたっていうことで、町のほうで何か説明会での情報持っておられたら、お聞きしたいと思うんですけども。

都市整備課長 事業者のほうから、説明会の開催の内容についての、一定、報告を受けてございます。その内容といたしましては、3月6日19時から東公民館にて説明会が開催され、26名程度の住民の方が参加されたということでございます。この中では、マンション建設の概要及び工事行程等の説明がございまして、施工に伴う環境への影響等懸念される意見等が出されたということと、これに対する対応の説明がなされたというところでございます。また引き続き対応の協議を要するものがあるということで伺ってございます。

木澤委員 私も問い合わせをしたら、自治会の方に限定した説明会だということで参加はできなかったんですけど、資料だけいただいたんですけども、素人なので図面のことあまりよくわからないんですけども、もともと西側、歩道ができるか、できないかっていうのは難しいところではあるんですけども、町としては一応計画をしているということで、そのマンション建設をされる業者に対してですね、歩道分の面積をバックしてほしいということで要請はされたんでしょうかね。

都市整備課長 事前協議に先立っての計画案をお持ちいただいた際に、一定幅の事業の計画があるということでの説明をさしあげてですね、協力いただくことは要請はさせていただいたところでございます。

木澤委員 それに対して、業者のほうからはこういった返事やったんでしょうかね。

都市整備課長 土地利用の観点から、協力をいただける計画とはならなかったというようなところがございます。

木澤委員 町としては計画は持っているけども、これは法的な拘束力等っていうのはないんですかね。

都市整備課長 都市計画等で定めた道路ではございませんので、強制力というところはございません。

委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。 小林委員。

小林委員 建築確認申請の前の事前協議申請ですかね、それ、町としてはやっぱり近隣のほうに説明会してくださいよっていうのはしっかりとっていただいたと思うんですけども、その日付の、ちょっと確認させていただきたいなと思います。いつごろだったのかなっていう。いつごろそういうふうをお願いしていたのに住民説明会が3月6日になったのかなと思いつて、ちょっと。

都市整備課長 具体の日付というわけではございませんのですがけれども、事前協議に先立ってですね、業者のほうからこちらへご相談お見えになられてございます。この中で、周辺自治会との協議をお願いしたいということを指導させていただいてございまして、10月の11日からですね、10月の26日

にかけましてですね、地元のほうへ協議に入られたというような記録はいただいております。

小林委員 協議に入られたというふうに。その後、地元の合意というか、判こ押しでもらったみたいな、そういう向こうからの報告というか、そういうのはいつごろあったのかな。する必要があるのかどうかはちょっとわからないんですけども、そういう業者からの、地元の合意というか、自治会長の判をいただきましたので手続きのっとして進めていくみたいな回答というか、そういう協議はいつごろされたのか、ちょっと教えていただきたいなと思っております。

都市整備課長 地元の合意というようなあかしの書面というのは頂戴してございません。協議に行かれたという記録を添付しての手続きとなっております。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、一定の審査を行ったということで終わらせていただきます。

次に、3番目として、各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 第4次斑鳩町総合計画・後期基本計画(案)について、理事者の説明を求めます。 植村総務部長。

総務部長 それでは、第4次斑鳩町総合計画・後期基本計画(案)につきまして、ご説明申しあげます。資料3をごらんいただきたいと思っております。

まず初めに、本後期基本計画(案)の策定の経緯につきまして、説明申しあげたいと思っております。本町では、平成23年に、平成32年、2020年を目標年次といたしました第4次斑鳩町総合計画基本構想及び平成27

年、2015年を目標年次といたしました前期基本計画を策定いたしまして、まちの将来像「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向けて取り組んできたところでございます。この間、人口減少社会の進行を初め、社会情勢は刻々と変化をいたしまして、斑鳩町を取り巻く環境も変化していく中、前期基本計画の計画期間が平成27年に終了いたしますことから、新たなまちづくりの指針といたしまして、平成32年を目標年次とする後期基本計画を策定するものでございます。

この策定に当たりましては、斑鳩町総合計画審議会に、第4次斑鳩町総合計画（後期基本計画）の策定に関する事項ということにつきまして諮問をいたしまして、審議を進めていただいております。このたび、後期基本計画（案）の取りまとめができましたことから、その内容につきまして、ご報告いたすものでございます。

まず、第4次斑鳩町総合計画の構成についてでございます。表紙を1枚めくっていただきたいと思っております。左側ですけれども、計画の構成と目標年次でございます。ページの下の方の、矢印が横3列に並んでいるところでございますが、総合計画の構成図でございます。一番上の矢印が基本構想でありまして、策定当時から10年後の平成32年を目標年次といたしました、まちの将来像とこれを達成するための基本的な施策の大綱を示しております。真ん中の矢印が基本計画でございまして、前期と後期に分かれておりまして、基本構想に沿って行政施策の具体的指針を明らかにするとともに、各部門の施策を体系化し、実現への手段や方向性を示すものでございます。前期基本計画の計画期間が今年度末をもって終了いたしますので、今回、策定を進めておりますのは、この枠組みをした後期基本計画ということでございます。計画期間は、前期の後を引き継ぎまして、平成28年から32年までの5年間ということでございます。

次に、後期基本計画（案）の構成についてですが、次のページ、右側のページですけれども、目次をごらんいただきたいというふうに思います。大きくは3つのパーツで構成をいたしております。1つ目は第1部、まちづくりの重点施策でございまして、総合計画において重点的に取り組む施策

を掲げているところでございます。次に、2つ目が第2部、まちづくりの基本施策でありまして、これは、分野別に取り組む総合的な施策を掲げております。次のページをめくっていただきまして、3つ目でございますけれども、黒丸でございますが、参考資料でございますが、後期計画の施策体系一覧と用語説明を掲載いたしているところでございます。

以上が全体構成となっておりますけれども、今回の後期基本計画の策定では、先ほど説明いたしました、その土台となる基本構想の計画期間は10年のため、見直しをいたしませんことから、その基本構想で定められている基本計画の施策体系については、前期から後期へそのまま継承していくというものでございます。施策内容の見直しの視点といたしましては、直近の現況に合ったものになるよう更新するとともに、法律や制度の変更、時代の要請に応えるための取り組みの追加や変更を行っております。また、斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられました人口減少問題などに対応する新たな取り組みを追加いたしたところでございます。

それでは、15ページをお開きいただきたいと思います。この第2部を中心といたしまして、各施策について、追加、変更いたしました点を説明していきたいと思っております。初めに、そのページの下部分の点線の枠内をごらんいただきたいと思います。この資料につきましては、前期基本計画をベースといたしまして、見え消し修正処理をいたしました資料となっております。文字消し線で見え消し処理されているものについては、前期計画に載っていた文言でございますが後期では削除するもの、また、下線、アンダーラインの処理をしている箇所は、前期にはなかった文言で後期で新たに追加するというものでございます。

それでは、本委員会の所管に係ります施策のうち、主なものを説明いたしたいと思います。

51ページをお開きいただきたいと思います。14の道路・交通網についてでございます。これの右のページの計画の内容についてでございます。総合戦略の基本施策の中の安心してくらす環境の充実のうち、移動の安全性・利便性の向上と快適な生活環境の確保というその取り組みといたしまして、バリアフリー基本構想の策定及びコミュニティバス等による

地域公共交通の確保を掲げておりますことから、これらの内容を2の生活道路の整備の2つ目の丸及び3の公共交通の整備の最後の項目に追記をいたしたところでございます。

次に、1ページ、ページを変えていただきまして、52ページの住宅・生活環境についてでございます。その右側のページの計画内容でございます。1の市街地の整備の最後の項目でございます。これは都市建設部以外の部とも関連するものではございますけれども、社会問題化する放置された空き家についての対策が必要であること、また、総合戦略におきましても空き家を活用した子育て世帯の転入支援など空き家の活用等についての取り組みを進めていきますことから、その内容を新たに追加したものでございます。

次に、74ページをお開きいただきたいと思っております。22の商工業についてでございます。総合戦略におきましても、基本施策であります斑鳩の特性を生かした産業の活性化と創業支援といたしまして、創業支援センターの設置や中小企業の振興に関する施策を総合的に推進していくため、

(仮称)中小企業振興基本条例の制定に取り組むことといたしております。現況と課題、そして基本方針、計画の内容について、それぞれ新たな内容を追加しているところでございます。右側のページでございますが、計画の内容の1. 商業の活性化の1つ目に、創業支援に関することについて、テレワーク機能などを備えた創業支援センターの設置というものを新たに追加いたしております。また、3. 工業環境の整備の最後の項目のところでございますが、(仮称)中小企業振興基本条例の制定について、新たに追加いたしたところでございます。

次に、76ページをお開きいただきたいと思っております。23の観光でございます。これにつきましても、総合戦略の基本施策であります交流人口の拡大による観光の振興として、4つの施策を掲げております。こうしたことから、計画の内容におきましても、効果的な情報発信や、近年増加しています外国人観光客の誘客、周辺観光地などとの連携、また、聖徳太子1400年御遠忌の機会を活用した取り組み、さらには、(仮称)斑鳩町観光戦略の策定や斑鳩観光局の設置の検討などの新たな取り組みについて盛

り込んだところでございます。

以上で、第2部、まちづくりの基本施策の本委員会所管に係ります部分の主な変更点の説明といたしますが、そのほか、グラフや図面につきましても、前期基本計画で掲載していたものと同様ではございますが、最新の数値等に更新をいたしているところでございます。

また、第1部のまちづくりの重点施策につきましては説明は省略をさせていただきたいと思っておりますけれども、こちらにつきましても、今、説明いたしました第2部のまちづくりの基本施策と同様に、直近の現況に合わせて見直しをかけているところでございます。

また、本計画（案）とは別に配付をいたしております資料3、（参考）となっておりますA3の第4次斑鳩町総合計画・前期基本計画進捗状況（概要）につきましては、前期基本計画の達成状況を取りまとめたものとなりますので、後ほど参考としてごらんいただければというふうに存じます。

以上で、第4次斑鳩町総合計画・後期基本計画（案）につきましても報告といたします。

委員長 それでは、10時30分まで休憩したいと思います。

（ 午前10時15分 休憩 ）

（ 午前10時30分 再開 ）

委員長 再開いたします。

それでは、報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

よろしいですか。

（ な し ）

委員長 次に、（2）として、議案第13号 平成27年度斑鳩町一般会計補正

予算（第6号）について、理事者の報告を求めます。

藤川都市建設部長。

都市建設
部長

それでは、議案第13号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、当委員会所管に関することにつきまして、一括して説明をさせていただきます。

補正予算書をごらんいただきたいと思います。

まず、11ページの歳入でございます。補正予算書の11ページ、歳入のほうから説明を申しあげます。

まず、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、国による補正予算第1号の活用を図り、前倒しして実施をいたします事業に関する増額補正でございます。まず、第1目 総務費国庫補助金では、地方創生加速化交付金で5,646万円の補正をお願いするものでございます。その内容につきましては、歳出予算の各項目にて説明を申しあげたいと思います。次に、第5目 商工費国庫補助金では、街なみ環境整備事業補助金で、国に対する要望額に対しまして交付決定額が減額されたために960万円の減額をお願いしております。

12ページをお願いいたします。第17款第1項 寄附金、第1目 寄附金では、都市計画寄附金として自然環境の保全と活用にと1万円のご寄付をいただいています。

次、21ページをお願いいたします。歳出でございます。

まず、第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第2目 農業総務費では、人事院勧告の影響等により人件費で56万2,000円の増額補正をお願いしております。次に、第3目 農業振興費では、地方創生加速化交付金を活用して農家民泊の仕組みづくりを進める費用といたしまして37万9,000円の増額をお願いしています。

次に 22ページの第6款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費では、人事院勧告の影響によりまして人件費で22万2,000円の増額補正をお願いしています。次に、第3目 観光費では、地方創生加速化交付金を活用して前倒しして実施いたします事業、5事業について説明

をさせていただきます。

まず1つ目、全国門前町サミットの開催事業でございます。全国の門前町を有する自治体や観光商工団体などが一同に会して開催をする第14回全国門前町サミットを当町で開催をすることとし、その経費として、報償費や委託料等で400万円の増額補正をお願いしています。

2つ目でございます。聖徳太子市につきましては、2021年に聖徳太子1400年御遠忌を迎えるに当たりまして、聖徳太子にゆかりのある自治体等とさらなる交流を広げるとともに、物産交流を通じて観光・商工の発展を目的に29年2月に開催をすることとし、補助金で150万円を計上しております。

3つ目でございます。いかるがWeek事業の実施でございますが、11月21日からの1週間において開催をすることとしておりまして、常楽市や全国門前町サミットを同期間内に開催をし、その他の事業とともに連携することで、さらに全国からの観光客の誘客につなげていくことを目的に実施することといたしまして、実行委員会への補助金として500万円を計上しております。

4つ目でございますが、奈良市・斑鳩町連携誘客の推進事業の経費といたしまして、両市町が連携して誘客に取り組んでおりますが、新年度では、5月に台湾で開催をされる台感！ニッポンに奈良市とともに参加をいたしまして観光客の誘致を図ることとしており、補助金として150万円を計上しています。

5つ目でございますが、（仮称）観光戦略策定業務は、今後において効果的に観光振興事業等を進めるためのマスタープランとして策定することといたしておりまして、策定に係る委託料で1,350万円を計上しているところでございます。

次に、第5目、23ページですね、第5目 歴史街道ネットワーク事業費では、地方創生加速化交付金を活用いたしまして、観光ルートサイン等の整備に要する経費といたしまして350万円の増額補正を、また、まちなか観光の推進で、国の交付金の交付決定額が減額されたことから、まちなか観光景観形成事業費補助金で1,420万円の減額補正をお願いして

います。

次に、第7款 土木費、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費では、人事院勧告の影響により、人件費で116万2,000円の増額をお願いしています。

続きまして、24ページをお願いいたします。第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費では、人事院勧告の影響により、人件費で100万8,000円の増額補正をお願いしています。次に、第2目 公共下水道費では、公共下水道への支援として91万3,000円の増額をお願いしています。次に、第7目 景観保全対策事業費では、無電柱化事業において、国の計画スキームが示されないことなどから今年度の事業を取りやめることといたしましたために、500万円の減額をお願いしています。

次に、5ページにお戻りいただきまして、第2表 繰越明許費補正でございます。

まず、第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、農家民泊の推進で37万9,000円の繰り越しをお願いしております。

次に、第6款 商工費 第1項 商工費では 聖徳太子市の開催事業、いかるがWeeeeK開催事業、奈良市・斑鳩町連携誘客推進事業、(仮称)観光戦略策定事業、全国門前町サミット開催事業、観光ルートサイン等整備事業の6事業は、国の第1号補正予算を活用して実施するものでございまして、繰り越しをお願いをしているところでございます。

また、次の6ページでございますが、まちなか観光推進事業では、617万2,000円の繰り越しをお願いしております。

次に、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費では、道路新設改良事業で、法隆寺地区の町道215号線歩道設置事業について次年度に繰り越して執行する必要があるとして、公有財産購入費で2,085万円、補償補填および賠償金で2,948万円、登記委託料で60万円など、5,093万円の繰り越しをお願いしております。

以上、議案第13号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 22ページの聖徳太子市の補助金150万円ということですが、これ、部長、説明の中で、29年の2月に開催されるというふうにおっしゃいましたけども、27年度で3回に分けて開催されていましたが、次年度はもう1回に絞ってやるということによろしいのでしょうか。

都市建設
部長 そのとおりでございます。

木澤委員 町のほうではよかれと思ってやっていたことかなというふう
に思いますけど、住民さんからですね、言い方悪いですけど、何やイベン
トばかりやってってということで、ちょっと私もお叱りを受けまして、そ
うした誤解を与えるようなことにもなりかねないので、こうした形で開催
されるということで理解をしておきます。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは次に、(3)として、公共下水道事業について、理事者の報告
を求めます。 上田下水道課長。

下水道課
長 それでは、公共下水道事業に関することについて、ご報告させていただきます。
資料の4をごらんください。

最初に、平成27年度の下水道工事進捗状況でございます。平成27年
度に発注いたしました11路線のうち、6路線が完了いたしております。
残る5路線につきましては、稲葉西2丁目、5工区-4工事、囟中赤色路
線で、残り約60メートルの下水道管の埋設工事を進めており、その他の
4路線では、舗装本復旧工事と後片付けの作業に取りかかっており、全て

の路線で計画どおり年度内に完了する見込みでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料の2枚目をごらんください。平成28年2月末の状況でございます。平成27年度に入り216件、申請総数は3,298件、利用世帯総数は3,736世帯となりました。接続率につきましては、2月の19日に稲葉西2丁目地内及び龍田西2丁目地内の一部と興留8丁目地内を供用開始いたしましたので、供用人口がふえたため、66.4%となっております。

次に、融資あっせん利用数につきましては46件、浄化槽雨水貯留施設への転用につきましては、新たに1件の申請を受け付け、申請総数が43件となっております。

続きまして、資料の3枚目をごらんください。公共下水道供用開始区域図でございます。青色破線で囲っております予定処理区域、294ヘクタールでございます。そのうち、水色で着色しておりますのが供用を開始している区域、207ヘクタールでございます。また、黄色で着色している区域が今年度に工事が完了する区域、約8ヘクタールとなっております。

次に、資料の4枚目をごらんください。平成28年度整備予定箇所図でございます。平成28年度に整備を予定している区域といたしまして、平成27年度に引き続き整備を行う区域といたしまして、神南5丁目地内、稲葉西1丁目地内、龍田西2丁目地内、興留8丁目地内、法隆寺2丁目地内、法隆寺南2丁目地内、高安西1丁目地内の整備を進めてまいります。次に、新たに整備に着手する区域といたしまして、龍田西7丁目地内、龍田西4丁目地内、法隆寺東1丁目地内を予定いたしております。そのうち、赤枠で着色しております龍田西4丁目と法隆寺東1丁目地内の2地区につきましては、平成28年度から平成30年度までの3か年継続事業として測量調査設計から工事までを一括発注して取り組む計画でございます。

今後も、公共下水道の整備区域の拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
中川委員。

中川委員 意見っていうよりか、この3枚目のこの地図のところへ、この4枚目の28年度の予定箇所いうのを赤色で色分けして入れることができやへんかったん。これ、28年度の予定のところ見て、その周りがどうなっているのかって、こう、見比べるのに見にくいねんけどな。

下水道課長 次回からちょっと検討して、なるべく見やすいような形で資料の作成させていたきたいと思います。

委員長 ほか、ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 4枚目の地図で示していただいている、新たに一体的に進めていくという方法について、ちょっとメリットとデメリットと、教えてもらえますかね。

下水道課長 28年度に一体的に整備する手法につきまして、メリットにつきましては、工事の規模が大きくなりますので、工事経費が縮小できるということと、年度間の間がなくなりますので、3月から5月も工事が可能で、早期に完成が見込めるということと、あと、計画段階から施工業者の協力が得られるのではないかとということも考えております。また、入札業務の回数が減って、スムーズな執行も見込んでいるところでございます。

一方、デメリットでございますけれども、施工業者の能力にかかわってくるものが大きくあげられますので、整備手法については、職員、町のほうの適切な管理をしっかりとすることがデメリットになりますし、また、工事の精算に当たり、費用の増減が必要になってくるといったこともデメリットになってくるのではないかとというふうに考えております。

木澤委員 今までは別々に発注してきましたけども、今回、一体型でやっていこうというふうに切り替えはった理由というのを教えてもらえますか。

下水道課長 ちょっと経緯も含めて説明させていただきたいと思うんですけども、国の交付金の状況といたしまして、下水道事業につきましても、各、全国的に、改築、更新の時期が来ておりまして、なかなか整備に係る交付金が縮小されていくっていう傾向になっておりまして、国のほうでも、10年概成という言葉が掲げられておりますけども、10年で整備についてはなるべくおおむね完了するように計画を立てていきなさいということが国より要請されているところでございます。その中で、少しでも早く、早期に効率的に整備できる方法といたしまして、平成26年度に測量設計から工事まで一体となって整備する手法を、本来は継続事業としては交付金認められていなかったんですけども、それは緩和措置として、制度として認められることになりましたので、そういった形で早期に進めるという観点から、斑鳩町におきましてもその手法を採用いたしまして、測量設計から工事までを一体的に発注して、早く進めていくというようなことでございます。

木澤委員 以前から町長もおっしゃっていましたように、国からのね、交付金がどうなるかっていうのも心配な点もありますし、一定そうした早期に進められるという利点もあるということで、新年度から新たに、今、やってみないと1回、どんなものかわかりませんので、これで1回ね、やっていただいて、また結果を見ながら判断していくべきかなというふうに思っていますけども、機構改革も役場のほうでされて、今、課長の説明の中で、職員さんの力量なんかもより求められてくるということなので、その辺については体制も十分とっていただきながら進めていただきたいと思います。

委員長 ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 その方法に変えたら、入札に参加できる業者って変わっていくのかな。

下水道課長 この整備の手法を採用するに当たりまして、各施工業者のほうにヒアリングを実施する中で、やはり面的整備、地元の管渠の整備をするに当たりましては、やはり地元に適した業者ということで施工する方法がですね、一番スムーズに行えるというふうに判断しておりますので、基本的には今まで整備していった業者さんの中でこの手法を採用していきたいというふうに考えているところでございます。

中川委員 それなら、興留、宮崎建設が受けていたところへ、測量設計まで宮崎建設が受けるということか。

下水道課長 測量設計に関しましては測量設計をする資格を有さなければできませんので、工事自体、その業務を一括してその施工業者が受注しましたら、その中で測量設計コンサルタントも協力会社の中に入りまして進めていくというような手法でございます。

中川委員 皆、入札、指名するとき、指名競争入札なんかやったら、ランク分けおますわな。その一括で発注するということは、合計のランクがぼんと上がって地元の業者が入れなくなるっていうことも考えられるの違うんかな。

下水道課長 あくまでも面整備工事といたしましてスムーズに進むというようなことを重要に思っておりますので、工事請負業者は今までの入札で行えたところでやっていくというような計画では、予定はしております。

中川委員 地元の、今まで下水の整備なんかは地元のAクラス多いですわな。今、Bもたまに入ってはるけど。せやから、大体地元のAでできる範囲の入札なるということか。

下水道課長 すみません、ちょっと私、先ほど、担当課ではそういうふうに考えておりますけど、あくまでもこれ、審査会を開きまして、入札のメンバーを検

討していただいて入札を執行になりますので、ちょっと今現在でそこまでうちの担当課のほうでご説明することがちょっとできませんので。すみません。

中川委員 企画財政課がな、入札担当しているから、課長の答弁の中では無理なんかわからへんけど、副町長、どやねんやろ。その、もううちの地元の業者が入れやへんような金額なってしまうんかな。

委員長 池田副町長。

副町長 新年度の予算書を見ていただいたらいいんですけども、各工区2億円で継続費。これ、2つ工区ありますわね。各工区2億円の継続費の分が打ってあります。2億円以内でしたら、今日までの例で業者選定を行っていくということになってまいります。継続費で打っていますので、2億ですので、今日まで、町内A級と、町外で900点か1000点ですかね、そういう業者で入札するようには今日までやっております。恐らくそういう例示になってこようかと思えます。

委員長 ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 ちょっと私のほうから1点だけちょっとお聞きしたいんですけど、今、工事されているので、前受けってありますよね。これ、3年間40%でいくとなった場合に、業者の負担っていうのはどれぐらいになるのかなと思いますし、また、どういうふうな形式でされるのか、前受けのほうだけちょっと気になったので、ちょっとお聞きしたいんですけど。

谷口上下水道部長。

上下水道 継続費、予算上打って進めてまいりますので、各年度ごとに前払金です

部長 ね、出るように制定できますので、そのあたりにつきましては従来の制度と同じ形になってまいるということでご理解いただきたいと思います。

委員長 わかりました。
ほか、ございません。 中川委員。

中川委員 それ、今の説明は、毎年ということやな、説明では。せやから、まあ言うたら3年間の事業で3回に分けてもらえるような考え方でええのかな。

上下水道 各年度ごとに年割額いうの決めておりますので、その年割額の範囲内で
部長 支出できるということでご理解いただきたいと思います。

委員長 ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 なければ、次にいきます。
ほかに理事者のほうから何か報告しておくことはございませんか。
ないですか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については終わります。
次に、4番目として、その他について、各委員から質疑、ご意見がありましたらお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 1点だけ確認させてください。先日、予算の説明の中で、都市計画審議会、2回開催する予定だということでご予算計上していただいていたと思いますが、その予定、開催がいつぐらいになるのかっていうのと、内容的にどういうことか開こうとしているのかっていうのがわかれば教えてほしい

いんですけども。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備
課長 開催時期につきましては、現在のところ、まだ未定でございますけれども、今、想定している内容の1つといたしましては、さきの委員会でもご報告をさせていただいております都市計画道路の変更ですね、このあたりのご意見を賜ってまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

委員長 ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 ほかはないようですので、継続審査についてお諮りいたします。

お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいお願いいたします。

以上をもって、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。
小城町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前10時57分 閉会)